

児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

受給者の皆さまへ児童手当を受給するための現況届を提出するようお知らせ（5月29日付）していますが、提出はお済みでしょうか？

まだ提出されていない方は、速やかに下記必要書類をご用意のうえ受付窓口へ提出されますようお願いいたします。

なお、提出されない場合は、6月以降分の児童手当が受けられませんのでご注意ください。

○ 必要書類と申請窓口

「児童手当・特例給付現況届」に必要な事項を記入・押印のうえ、請求者とお子様の保険証の写し(国民健康保険の方は不要)を持参し、次のいずれかの窓口にて申請願います。

① 役場子育て福祉課 ② 水・くらしサービスセンター ③ 厚賀出張所 ④ 日高総合支所地域住民課
なお、対象児童と別居中の請求者は、「別居監護申立書」の提出が必要となります。

○ 支給月額と所得制限額

年 齢	支給月額（児童1人あたり）
0～3歳（3歳になる誕生日まで）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

※所得制限額以上の方（特例給付受給者）は、児童1人につき一律5,000円となります。

所得制限限度額【令和元年中の所得】

扶養親族人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」または、確定申告書の「所得金額」欄の「合計」から所得税法に規定する雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除、特別障害者控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、特別寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養親族控除、社会保険料相当額を差し引いた金額のことで。

〈お問い合わせ先〉

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話01457-6-3173

国民年金保険料の納付に困ったら

経済的に国民年金保険料を納めるのが困難な人などのために、免除制度があります。

国民年金保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金、国民年金加入者などが亡くなったときに、生計を維持されていた子のいる配偶者又は子（子とは、18歳になって最初の3月31日までの子）が受けられる遺族年金等が受けられない場合があります。

納付に困ったら、お早めにご相談ください。

免除制度には、下記の種類があります

- 納付が困難な人のための免除制度（全額免除以外は、一部納付がないと期間算入にはなりません）
- 30歳未満の人のための若年者納付猶予制度
- 学生のための学生納付特例制度

	老齢基礎年金を受けるための期間に	老齢基礎年金額は	障害・遺族基礎年金を受けるための期間に	後から納めることができる期間
免除	入る	減額になるが算入できる	入る	10年以内
猶予	入る	算入できない	入る	10年以内
特例	入る	算入できない	入る	10年以内
未納	入らない	算入できない	入らない	2年以内

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）や、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受け取れる年金）の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月から追納することができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ、追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合には、どちらを優先して納めるかは本人が選択できます。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申し込み・ご相談は

苫小牧年金事務所 電話0144-36-6135 へお問合せください。